

令和元年 7 月

斜里町指定給水装置工事事業者 様

斜里町産業部水道課長

水道法の一部改正に伴う  
指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について（通知）

日頃より、斜里町水道事業にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、2019（令和元年）10月1日より指定の更新制が導入されます。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願いいたします。

1. 有効期間及び更新の受付期間

※初回の更新手続きについては、当課より事前に郵送にて通知します。

| 斜里町より指定を受けた日                     | 初回更新までの指定の有効期間               |
|----------------------------------|------------------------------|
| 平成 10 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日 | 2020（令和 2）年 9 月 29 日までの 1 年間 |
| 平成 11 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日 | 2021（令和 3）年 9 月 29 日までの 2 年間 |
| 平成 15 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日 | 2022（令和 4）年 9 月 29 日までの 3 年間 |
| 平成 19 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日 | 2023（令和 5）年 9 月 29 日までの 4 年間 |
| 平成 25 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 30 日    | 2024（令和 6）年 9 月 29 日までの 5 年間 |

2. 申請時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第 25 条の 2 を準用）

- (1) 様式第一号（新規指定時の申請書と同様）
- (2) 様式第二号（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- (3) 機械器具調書
- (4) 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の原本もしくは写し）

3. 斜里町が確認する項目（給水装置工事の指定制度の適正な運用について）

【確認する内容】

- ①指定給水装置工事事業
- ②業務内容（営業時間、漏水修理対応、対応工事等について）
- ③給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4. 更新に係る事務手続き手数料（斜里町水道給水条例第 34 条による）

10,000 円

5. 更新制度に関する問い合わせ先

斜里町役場 産業部水道課（〒099-4192 斜里町本町 12 番地）

担当 榎本

電話 0152-23-3131 内線 167